

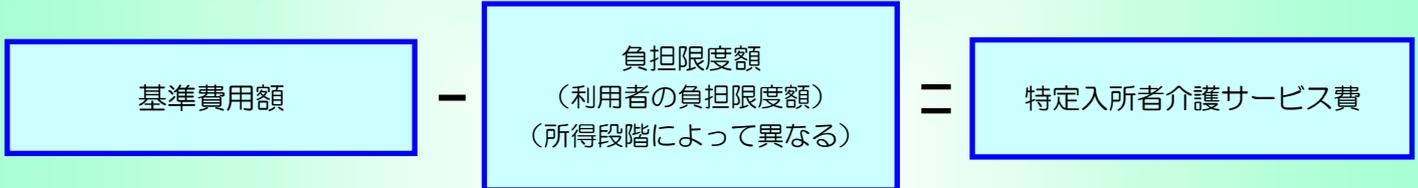
低所得者の利用者負担軽減制度

◎特定入所者介護サービス費（補足給付）の支給

所得が低く、預貯金等の資産が一定額以下の要介護（要支援）認定者が、介護保険施設に入所したときや短期入所サービスを利用したとき、食費・居住費（滞在費）について補足給付として特定入所者介護サービス費が支給されます。

対象の方は生活保護受給者と市町村民税世帯非課税（利用者負担段階が 1 段階、2 段階、3 段階の方）かつ預貯金等の資産が一定額以下の方です。

【補足給付の仕組み】



◎特例減額措置

利用者負担段階が 4 段階に該当し高齢夫婦世帯で一方が施設入所し、食費・居住費を負担した結果、残された配偶者の在宅での生計が困難になると市町村が認めた場合、補足給付の対象になります。

◎社会福祉法人による利用者負担の軽減

市町村民税世帯非課税で、生計が困難であると市町村が認めた場合、介護サービスに係る利用者負担額を軽減することができます。

**上記の利用者負担の軽減制度を利用する場合は申請が必要です。
お住まいの市町村にお問い合わせください。**

もっと詳しくお知りになりたい方

お住まいの市町村の介護保険窓口

又は愛知県健康福祉部高齢福祉課までお問い合わせください。

【愛知県健康福祉部高齢福祉課】 電話 052-954-6288（ダイヤルイン）

FAX 052-954-6919